

# 利用料金のご案内

○介護保険利用者負担金(2割負担の場合は2倍、3割負担の場合は3倍になります)

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護老人保健施設サービス費(ii)	従来型個室	788単位	863単位	928単位	985単位	1,040単位
介護老人保健施設サービス費(iv)	多床室	871単位	947単位	1,014単位	1,072単位	1,125単位

費用の項目	単位	算定内容等
初期加算(Ⅰ)	60単位 日	急性期医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、施設に入所した場合。入所日から30日以内の期間に算定
初期加算(Ⅱ)	30単位 日	入所日から31日以内の期間に算定
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位 日	介護職員のうち介護福祉士60%以上配置
安全対策体制加算	20単位 月	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合、入所時に1回
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10単位 月	生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にを行っている場合
夜勤職員配置加算	24単位 日	厚生労働大臣が定める施設基準に適合し6名配置
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258単位 日	入所後3ヶ月以内の期間に集中的(1週につき3日以上)にリハビリテーションを行った場合であって、入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出している場合。
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	200単位 日	入所後3ヶ月以内の期間に集中的(1週につき3日以上)にリハビリテーションを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240単位 日	軽度の認知症入所者に対して、退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成し、入所後3ヶ月以内の期間に集中的(1週3回を標準)にリハビリテーションを行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	120単位 日	軽度の認知症入所者に対して、入所後3ヶ月以内の期間に集中的(1週3回を標準)にリハビリテーションを行った場合
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	33単位 月	リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族等に説明し、その実施計画の内容等の情報を厚生省に提出し活用している場合
認知症ケア加算(認知症専門棟)	76単位 日	5階認知症専門棟へ入所の方にサービスを提供した場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3単位 月	褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価し、その評価結果等を厚生省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用している場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13単位 月	上記(Ⅰ)の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生がない場合
療養食加算	6単位 回	医師の指示に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な検査食を提供した場合
経口維持加算(Ⅰ)	400単位 月	医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、栄養士、看護士、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画に基づき管理栄養士等が栄養管理を行なった場合
経口維持加算(Ⅱ)	100単位 月	経口維持加算(Ⅰ)において行なう食事の観察及び会議等に、医師(人員基準に規定する医師を除く)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合
排せつ支援加算(Ⅰ)	10単位 月	排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師等が入所時等に評価するとともに、その評価結果等を厚生省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用している場合
排せつ支援加算(Ⅱ)	15単位 月	上記(Ⅰ)の要件に加えて、施設入所時等の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又はおむつ使用ありから使用なしに改善している場合、又は入所時に尿道カテーテルが留置されていた方について、カテーテルが抜去された場合。
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	239単位 日	肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪により投薬、検査、注射、処置等が行われた場合、(肺炎、尿路感染症により検査が行われた場合に限る)1回に連続する7日を限度とし、月に1回限り算定
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480単位 日	感染症対策に関する研修を受講している医師が、所定疾患施設療養費(Ⅰ)を行った場合、1回に連続する10日を限度とし、月に1回限り算定
自立支援促進加算	300単位 月	医師が自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行い、特に自立支援のために対応が必要であるとされた者毎に、医師、その他職種の方が共同して自立支援に係る支援計画を策定、ケアを実施し、その結果等の情報を厚生省に提出し活用している場合
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60単位 月	入所者ごとの心身、疾病の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出し活用している場合
退所時情報提供加算(Ⅰ)	500単位 回	居宅へ退所する入所者について、退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250単位 回	医療機関へ退所する入所者について、退所後の医療機関に対して診療情報を提供した場合
入退所前連携加算(Ⅰ)	600単位 回	入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合
入退所前連携加算(Ⅱ)	400単位 回	入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、当該居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450単位 回	入所前に入所者の居宅を訪問し、早期退所に向けた施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480単位 回	入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合

外泊時費用	362単位	日	居室における外泊を行った場合に上記施設サービス費に替わり算定 1ヶ月6日以内
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	800単位	日	居室における外泊を行い、施設が在宅サービスを提供した場合1月に6日を限度として、所定単位数に代えて算定
ターミナルケア加算(死亡日)	1,900単位	日	医師が医学的見地に基づき回復の見込みが無いと診断した方であること及び、入所者又はその家族等の同意を得て、入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること及び、医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時説明を行い、同意を得てターミナルが行われていることのいずれにも該当する場合
ターミナルケア加算(死亡日前日、前々日)	910単位	日	
ターミナルケア加算(死亡日30日前～4日前)	160単位	日	
ターミナルケア加算(死亡日45日前～31日前)	72単位	日	
再入所時栄養連携加算	200単位	回	厚生労働大臣が認める特別食等を提供している方で、入所者が施設を退所し、医療機関に入院した場合であって、退院して再度入所する際に、医療機関の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定した場合
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90単位	月	入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行っている場合
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110単位	月	上記(Ⅰ)の要件に加えて、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生省に提出し活用している場合
退所時栄養情報連携加算	70単位	回	特別食を提供している又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者について、管理栄養士が退所先の医療機関に対して栄養管理に関する情報を提供した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	140単位	回	入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合。入所中に処方内容に変更があった場合、関係職種間で情報共有と確認を行うこと。
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	70単位	回	入所前に6種類以上の内服薬が処方されていた入所者について、施設において入所中に服用薬剤の評価・調整を行い、療養上必要な指導を行った場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	240単位	回	(Ⅰ)を算定し、入所者の服薬情報等を厚生省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	100単位	回	(Ⅰ)と(Ⅱ)を算定し、6種類以上の内服薬が処方されており、入所中に処方内容を当施設の医師とかかりつけ医が共同し、総合的に評価・調整し、当施設の医師が、入所時に処方されていた内服薬の種類を1種類以上減少させていること。また退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ1種類以上減少している場合
試行的退所時指導加算	400単位	回	入所期間が1ヶ月を超える入所者が試行的に対処する場合において、入所者及びその家族に対して退所後の療養上の指導を行った場合
訪問看護指示加算	300単位	日	訪問看護を指示した場合
緊急時施設療養費	518単位	日	緊急その他やむを得ない事情により医療行為を行った場合 1月に1回、3日を限度
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	日	認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難となった場合の、緊急入所が必要と医師が判断した場合(7日限度)
若年性認知症入所者受入加算	120単位	日	若年性認知症の利用者を受け入れた場合
協力医療機関連携加算(他の協力医療機関)	5単位	月	協力医療機関との間で入所者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5単位	月	感染対策向上加算に係る届出を行っている医療機関から3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合
新興感染症等施設療養費	240単位	日	厚生労働省が定める感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、介護サービスを行った場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	上記単位数合計に75/1000を加算		

### ○食費・居住費

		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食	費	300円	390円	650円	1,360円	1,543円
居 住 費	従来型個室	550円	550円	1,370円	1,370円	1,700円
	多床室	—	430円	430円	430円	610円

### ○その他の利用料金

費用の項目	金額	単位	備 考
特別な居室料	770円	日	認知症専門棟は除きます 消費税を含んだ金額です
教養娯楽費	実 費	回	クラブ活動等の材料費です
理美容代	実 費	回	提携理美容業者の料金です
施設管理費	100円	日	水道光熱費です 消費税を含んだ金額です
健康管理費	実 費	回	インフルエンザ予防接種費を想定しています
電気代	56円	日	電気製品1点についての金額です 消費税を含んだ金額です
学習療法教材費	実 費	月	くもん学習療法の教材費です
診断書等の文書料	5,500円	件	施設利用証明書等も含みます 消費税を含んだ金額です
日常生活品費	275円	日	タオル類、おしぼり、ティッシュペーパー、ペーパータオル、シャンプー、ハンドソープ等の費用です 消費税を含んだ金額です。※委託業者と別途契約
私物の洗濯代(ネット)	660円	ネット	1ネット当り6点まで洗濯できます 消費税を含んだ金額です。※委託業者と別途契約
私物のクリーニング代	実 費	点	1点当り 別紙料金表によります。※委託業者と別途契約